平成30年度 私立学校関係政府予算に関する要望

平成29年8月2日

全 私 学 連 合

日本私立大学団体連合会 日本私立短期大学協会 日本私立中学高等学校連合会 日本私立小学校連合会 全日本私立幼稚園連合会

平成30年度私立学校関係政府予算に関する要望

目 次

[1] 3	平成30	年度私	立大学関	係政府	予算に	関する要望	望			・1頁
	〔最重	点要望巧	頁目〕…								2
;	要望 1	. 私立	大学経営	の健全性[句上のた	めの支持	爰の拡充・	強化			2
	(1)	公財政	支出によ	る経常的組	経費の 2	分の 1 ね	補助の実現	?			2
	(2)	消費税	に係る負	担軽減の	ための公	財政支出	出の見直し	<i>,</i> 拡充··			3
	(3)	専門職ス	大学に対	する現行の	の私学助	成とはタ	別建てによ	る助成制	度の創設	ը	3
	要望2	2. 安定し	した修学	環境確保の	のための	経済的	負担の軽源	はに向けた	支援の拡	太充・強化・	3
	(1)	私立大学	学学生に	対する授	業料減免	制度の抗	広充・創設	ζ			3
	(2)	日本学生	支援機	構の給付型	奨学金を	はじめ	とする奨学	事業に係	る施策の	拡充・強化	5
	要望 3	3. 学生0	D主体的	な学びの持	進のた しょうしょう かいかい かいかい かいかい かいかん かんかん かんかん かんかん かんしょ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	めの大≒	学教育の質	的転換、	多様な人	、材輩出のが	ため
		の大学改		に向けたす	を援の拡	充					5
	(1)	教育の質	質的転換	を図る取	り組みへ	の支援	や教育施設	と整備に係	る支援の)充実······	5
	(2)	生涯学習	貿、グロ	一バル化、	教員養	成等に	系る支援の	放充			5
	(3)	新たな教	教育方法	に係る人	材の確保	:や制度(の整備に対	する支援	<u> </u>		6
	(4)	入学者	選抜の拡	大・充実	やアドミ	ッショ	ン・オフィ	スの整備	・強化~	への支援…	6
	(5)	障害のな	ある学生	の修学機会	会を保障	するた	かの取り組	みへの支	援		6
;	要望4	1. 地方創	削生のた	めの支援の	の拡充…						····· 7
	(1)	私立大学	学の地方	活性化に「	句けた取	り組みに	こ対する支	援の拡充	5		7
	(2)	内閣府(の地方創	生推進交付	付金によ	る積極的	内な支援…				8
	要望5	5. 科学技	支術イノ	ベーショ	ンの基盤	的な力の	の強化に向]けた支援	<u>;</u>		8
	(1)	世界をリ	ノードす	る質の高い	ハ大学院	教育の	とめの重点	的支援…			8
	(2)	科学研究	究費助成	事業(科	研費)の	拡充とり	早期の全種	目完全基	金化		9
	(3)	国の競争	争的研究	(費等におり	ナる間接	経費の	適切な措置	<u>.</u>			9
	(4)	人文・社	土会科学	分野の研究	究力強化	のための	の支援の拡	充			9
	(6)	若手研?	究者育成	のための	支援						9
	(7)	リサーラ	チ・アド	ミニスト	レーター	·育成・≀	を保のため かんりょう	の支援…			10
	(8)	イノベ-	ーション	創出に資	する研究	活動に	対する研究	2開発投資	その拡充…		10
	要望 6	5.スポー	-ツの振	興、文化	芸術立国	の創造に	こ資する大	学資源の	活用並び	バに人材育の	ずに
		係る取り	J組みへ	の支援の3	主字						10
	(1)	スポーツ	ソの振興	【に資する】	取り組み	への支持	爰の充実…				10
	(2)	文化芸術	析立国を	·担う人材i	育成、文	化芸術	を設の活用	を通じた	-社会・坩	也域貢献活動	動等
	15	係る取り	/組みへ	の支援の排	☆充⋯⋯						11

要望7.安全・安心な教育研究環境の実現並びに熊本地震・東日本大震災からの被災地復
興、被災学生のための支援の継続・拡充等
(1) 耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正11
(2) 私立大学に係る局地激甚指定の補助対象化等の実現及び激甚災害(本激)並びに局地激甚災害
(局激)による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制度の創設 …11
(3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充
(4)原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援
〔重点要望項目〕12
1. 教育研究の高度化のための支援12
(1) 私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化
(2)教育研究施設設備及び装置の高度化並びに整備充実のための支援13
2. 女性の活躍推進のための支援13
(1)科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援の拡充13
(2)子育てと学業や研究の両立のための支援の拡充13
3. 職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援13
4. 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援14
5. エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援14
※ 附属資料【データ編】、参考資料「取組事例集(14事例)」(別紙)
次 的禹其科【/一〉禰/、多有其科「玖祖事例未(14事例)」(別私)
【2】 平成30年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望 15頁
1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化
2. 私立高等学校等における I C T 環境の整備に対する補助の拡充強化
3. 私立高等学校等施設の耐震化に対する補助の拡充強化
4. 高等学校等就学支援金制度の拡充強化····································
5. 私立中学校等の生徒等への就学支援金制度の拡充強化····································
6. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化····································
0. 口本位子教育研先別研先事業負等に対する補助の拡充強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【3】 平成30年度私立小学校関係政府予算に関する要望18頁
1. 私立小学校の経常経費助成等に対する補助の拡充強化
2. 施設設備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化
3. 私立小·中学校の児童·生徒への公的支援制度の定着と拡充··················· 19
4. 教員の資質能力向上等のための補助金の拡充強化····································
Ţ・かは∨、2 名はいコーチャン(~0/0/THめ)並∨ノ™()近 1.

【4】 平成30年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望20頁	į
I. 私立高等学校等経常費助成費補助制度(幼稚園分)の拡充等)
(1) 私立高等学校等経常費助成費補助制度(一般補助)(幼稚園分)の充実 20)
(2)同補助制度に関し、平成29年度予算において措置された幼稚園教員の人材確保支	
援の拡充強化	
(3)私立高等学校等経常費助成費補助制度(幼稚園特別支援教育経費)に係る交付要件	
の緩和や専門家による巡回指導、あるいは特別支援教育支援員の配置等 20)
Ⅱ. 私立幼稚園施設整備費補助制度の充実)
Ⅲ. 幼稚園就園奨励費補助制度の拡充	1
IV. 子ども子育て支援新制度の充実	1
(1)公定価格について、1号子どもにかかる基本分単価及び処遇改善加算等各種加算措	
置の充実·······21	
(2) 認定こども園施設整備交付金及び教育支援体制整備事業費交付金の充実21	
(3)3歳未満児保育、一時預かり事業、長時間預かり保育等における人材確保対策の充実… 2	1
V. 質の高い人材の確保····································	1
VI. 子育ての支援充実····································	1
(1)預かり保育や認定こども園等における子育て支援の推進	1
(2)幼稚園における2歳児の受入れ支援	1
(3)ワークライフバランスの推進	2
Ⅷ. 被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成に対する支援	2
Ⅷ. 学校法人立以外の幼稚園に対する特別補助制度の創設をめざして 2	2
【5】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望23頁	Į
【6】 一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望24頁	Į

【1】 平成30年度私立大学関係政府予算に関する要望

大学進学の機会均等と私立大学の自主的・自律的で多様な教育研究事業の推進のために

これまでのわが国の持続的発展に量的、かつ質的側面において大きな貢献を果たし続けてきたのは、多様な建学の理念のもと、多様な価値を追求する人材を社会に輩出し続け、今や学部学生の約8割の教育を担う私立大学である。労働力、資本や情報が国境を越えて行きかうグローバル社会、他国に類を見ないスピードで進展する少子高齢(生産年齢人口減少)社会にあって、天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する"一人ひとり"の生産性を向上させることをおいてほかにない。また、教育の経済的・社会的な効果は大きく、教育を通じた人的資本への投資、とりわけ、高等教育に係る投資は、税収の増加、失業給付や犯罪費用の抑制など人的資本に対する投資に係る費用の2倍を超える効果を生み出す。

翻ってわが国の高等教育政策を見ると、その現実は、高等教育に係る公財政支出水準の低位性 は明らかで高等教育の重要性を蔑ろにしているともとれる政府予算が編成され続けている。

さらに、学部学生一人当たりの公財政支出に係る約13倍に上る国私間格差をはじめ、学生に対する授業料減免措置や施設(設備)整備補助の現状において、設置者の違いのみに起因する国私間"格差"が存在しており、大学に学ぶ私立大学学生と国立大学学生、大学を設置する学校法人と国立大学法人のいずれの視点からも不合理で不公平な状況が放置され続けている。

平成30年度政府予算編成に当たっては、1)高等教育費を「誰が」「どのように」負担するか、2)設置者の違いを踏まえた公財政支出はいかにあるべきか、3)私立学校振興助成法による私立大学等経常費補助金の目的をいかに達成するかを踏まえ、経済的要因に左右されることのない大学進学の機会均等、国立大学偏重の政府予算の改善、設置者の違いに起因する不合理で不公平な格差の是正を図るとともに、私立大学の自主性に基づいた多様な教育研究活動を推進するための私学助成拡充について、以下の通り要望する。

【基本的考え方】

1. 高等教育に対する公財政支出の低位性の改善

教育への投資、とりわけ高等教育への投資の経済的・社会的効果は極めて高いにもかかわらず、OECD加盟国をはじめとする諸外国との国際比較におけるわが国の高等教育段階に対する公財政教育支出の対GDP比の低位性は明らかであり、その改善が急務である。

2. 私費負担依存からの脱却並びに大学進学の機会均等の実現

教育基本法第4条(教育の機会均等)に照らして、大学への進学希望者が、経済的理由をもって大学進学を断念することのないよう、高等教育費に係る私費負担依存からの脱却並びに大学進学の機会均等を実現するための施策の実行が急務である。将来的に消費税収入の一部を教

育目的のために支出することができるようにするなど、新たな恒久財源を創出し、重点的に高 等教育へ投資することが必要である。

3. 不合理な国私間格差の是正

多様な価値の追求、唯一の解が必ずしも存在しない問題の解決を図っていくことを求められる現代においては、高等教育への機会は均等に開かれるべきである。その意味では、大学に学ぶ学生、学校法人と国立大学法人という設置者のいずれの視点からも、学部学生一人当たりの公財政支出の国私間格差(約13倍)、公財政支出による授業料減免や施設設備整備補助の現状に係る国私間格差は不合理である。今後の国立大学の機能、果たすべき役割を勘案したうえでの、その抜本的な改善が急務である。

4. 私立大学等経常費補助金の目的の再確認

私立学校振興助成法による私立大学等経常費補助金は、その目的である「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」「経営の健全性の向上」の観点から、個々の私立大学が自主的・自律的に定めるミッション、ビジョン及び計画に則した多様な教育研究事業を継続的、かつ、安定的に推進するためのものとするべきである。また、私立大学等経常費補助金の交付は、特に「経営の健全性の向上」「学生の修学上の経済的負担の軽減」の観点から、個々の私立大学の自助努力だけでは解決し得ない要因、例えば、個々の私立大学が立地する地域性の違いがもたらす学生の家計支持者の経済力、就職環境なども考慮して行われるべきである。

【最重点要望項目】

要望1. 私立大学経営の健全性向上のための支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1)公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現
- (2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充
- (3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

(1)公財政支出による経常的経費の2分の1補助の実現

OECD加盟34か国中22位の就業者一人当たりの実質GDPである労働生産性と、高等教育機関への一人当たりの公財政支出の間には正の相関関係が見られるなど、高等教育の経済的・社会的効果は極めて大きい。しかし、私立大学をはじめとする高等教育機関に対するわが国の公財政支出の現状は、OECD加盟国に比して極めて脆弱である。さらに、学校法人が設置する私立大学と法人化した国立大学との間には、学部学生一人当たり公財政支出には約13倍という不合理な格差が生じている。また、経常的経費に対する補助割合についても、国立大学の補助割合が56.2%(経常費用から診療経費を除く)であるのに対し、私立大学は9.9%(平成27年度)と格差は5.6倍である。

このような現状を打開するためには、国私間の不合理な格差を是正するための高等教育費に

対する公財政支出のあり方の大胆な変更や、「教育条件の維持・向上」「学生の修学上の経済的 負担の軽減」「経営の健全性の向上」を目的とする私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の実現が図られるべきである。

なお、文部科学省委託調査結果に基づき国立教育政策研究所が試算した結果によれば、「学部・大学院在学期間中の公的投資額」と、公的投資によって生み出される税収増加額及び失業による逸失税収抑制額、失業給付抑制額並びに犯罪費用抑制額との比較では、約2.4倍の効果があるとされている(国公私立大学間の公財政支出の格差を考慮すると、私立大学学生については、約8.6倍の効果があると推測される)。

(2) 消費税に係る負担軽減のための公財政支出の見直し・拡充

消費税率の段階的な引き上げに関して、私立大学の控除対象外消費税等に係る負担は、特に購入機器等の高額な医歯薬系や理工系・実験系の大学においてより問題は深刻であり、私立大学を対象にしたアンケートによれば、消費税率10%のもとでの一法人当たりの実質負担額は、最大約86億円、平均でも約10億円に増加することが推測される。私立大学では経費節減に努め、消費税率の引き上げに伴う負担増を部分的に吸収してきたが、そうした取り組みには限界があり、学生納付金等の増額によって賄うことも難しい。私立大学にとって実質的負担増加になっている控除対象外消費税等の負担軽減を図るために、1)私立大学の控除対象外消費税等の負担軽減を図るために、1)私立大学の控除対象外消費税等の負担軽減を図るために、1)私立大学の控除対象外消費税等の負担軽減を図るための私学助成の拡充、2)少子化対策という観点から消費税収の教育目的への充当が不可欠であり、その実現を強く要望する。

(3) 専門職大学に対する現行の私学助成とは別建てによる助成制度の創設

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、平成31年4月から誕生する「専門職大学」及び「専門職短期大学」に対する財政措置は、現行の大学・短期大学を対象とする 私学助成の枠内において措置されるようなことがあってはならない。 現行の私学助成とは別建 てによる助成制度の創設は、新たな高等教育機関の充実・発展、現行の私立学校振興助成法が 定める同法の目的の貫徹のためにも不可欠である。

要望2.安定した修学環境確保のための経済的負担の軽減に向けた支援の拡充・強化

<要望事項>

- (1) 私立大学学生に対する授業料減免制度の拡充・創設
- (2) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

(1) 私立大学学生に対する授業料減免制度の拡充・創設

私立大学は、経常的経費に対する補助率が低下の一途を辿るなか、教育研究を充実させるための経費を増加させつつも、授業料の上昇の抑制に努めてきた。また、授業料に関する国私間格差是正を主目的として、寄附金等を原資とする大学独自の奨学金や授業料減免の制度を設けるなど、不断の努力を重ねてきている。しかしその一方で、日本学生支援機構の「学生生活調

査」によれば、私立大学学生に比して約13倍の公財政支出を受ける国立大学学生の家庭の年間 平均収入額が、私立大学学生のそれを上回っているとの結果がみられる。さらに、授業料減免 等をはじめとする学生の修学上の経済的負担軽減に係る国による支援の現状は、国私間におい て顕著な格差があり、平成26年度の実績ベースでは、私立大学は約3.8万人(1.8%)の学生し か補助対象となっていない一方で、国立大学は延べ人数で約18.1万人(29.6%)の学生が減免 されている。また、私立大学の授業料減免措置は「私学助成」という枠組みの中で措置されて いることから2分の1補助という制約があり、このことが国立大学との格差を拡大する要因と なっている。

教育の経済的・社会的効果は、私立と国立という設置形態による違いはなく、公共に対する 還元及び本人の得る利益にも差がないとすれば、学生に対する経済的修学支援において、当該 学生が学ぶ設置形態の違いによる現状のような格差があってはならない。意欲と能力のある学 生が経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整 備するためには、大学による自助努力とともに国によるさらなる支援が不可欠である。

以上の「要望1」並びに「要望2」に記した内容を踏まえ、「高等教育に対する公財政支出 の低位性」「私費負担依存並びに大学進学機会の不均等」「不合理な国私間格差の存在」の問 題解決のために、次のような高等教育に係る新たな公財政支出の方策を提案する。

【新たな公財政支出の考え方】

方策 1. 学生の「教育」に係る経常的経費の国私間格差を是正する場合

① 私立大学の「教育」に係る学生1人当たり費用を国立大学の国費負担額と同程度(学生数61万人強に対し約6,050億円)と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額=約1兆400億円(約7,100億円増) [6,050億円÷61万人×210万人÷2]

② 私立大学の経常的経費(約3兆2,000億円)のうち「教育」に係る経費を60%と仮定し、その2分の1を国費で負担する。

私立大学への補助額=約9,600億円(約6,300億円増)

③ 国立大学と私立大学の「教育」に係る経費への公財政支出(約9,350億円[6,050億円+3,300億円])の範囲で、国立と私立を学生数の比率(2:7)に応じて、同じ水準の負担額(私立は2分の1を国費負担)とする。

国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への約2,650億円の移行

○国立への国費負担(必要分) 9,350÷(2+7÷2)×2 =3,400億円

○私立への国費負担(必要額) 9,350÷(2+7÷2)×7÷2=5,950億円

○私立への国費負担(増額分) 5,950億円-3,300億円 =2,650億円

※5,950億円=私立大学等の経常的経費の約19%

(注) 以上、 国立大学の学生向け教育費を国立大学運営費交付金等(約1兆2,100億円)の約50%として推計。

方策2. 学生の「授業料減免」に係る国私間格差を是正する場合

④ 私立大学等経常費補助金並びに国立大学運営費交付金により措置される授業料減免制度 の総額を学生数で割った金額を私立大学と国立大学の学生数に応じて均等に配分する。

私立大学補助額 = (100億円+330億円) ÷ (210万人+60万人) × 210万人 = 342億円 (国立大学運営費交付金から私立大学等経常費補助金への242億円 [342億円-100億円] の移行) この取組方策の実践による大学進学の機会均等は、「一億総活躍社会の実現」や「人材への投資による生産性の向上」の礎となるとともに、格差固定化の持続性をもった解消、安心な子育て環境の醸成を通じた少子化対策においても有効な手立てとなることから、当面は上記の政策目標実現の足掛かりとして、下記の例示による取組方策を参考に、国公私という設置形態を超えた高等教育費に係る公財政支出のあり方を大胆に変更することを検討すべきである。

(2) 日本学生支援機構の給付型奨学金をはじめとする奨学事業に係る施策の拡充・強化

日本学生支援機構による奨学金事業が、日本国憲法並びに教育基本法に定められた「教育の機会 均等」の理念のもと、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等教育機関への進学 を諦めることがないように学生を支援するための重要な事業であり、下記の例示による取組方策と ともに、引き続き施策の拡充・強化、特に平成29年度から私立大学の自宅外学生を対象に先行 実施された給付型奨学金並びに第一種奨学金(無利子)のさらなる充実を求める。

要望3. 学生の主体的な学びの推進のための大学教育の質的転換、多様な人材輩出の ための大学改革推進に向けた支援の拡充

<要望事項>

- (1)教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実
- (2) 生涯学習、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充
- (3) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援
- (4) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援
- (5) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

(1)教育の質的転換を図る取り組みへの支援や教育施設整備に係る支援の充実

大学教育の質的転換に向けた取り組みを推進するため、学生の主体性・協働性を育むアクティブ・ラーニングの推進、学修成果の把握・評価による教育内容・方法の改善、教育の質的転換を支える人材配置・育成、少人数指導を可能とする教員一人当たり学生数(ST比率)の改善、少人数授業や双方向授業を実施する学習施設や図書館の機能強化、ICT環境整備等、多様な学修の場の整備に対する国の財政支援の拡充を要望する。

(2) 生涯学習、グローバル化、教員養成等に係る支援の拡充

① 何度も学ぶことのできる生涯学習の推進のための支援の拡充

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことが可能で、再チャレンジの機会を提供する「学びの社会」を形成するとともに、わが国の政治、経済、文化等のあらゆる分野において最新の情報や高度な知識・技能を活用したイノベーションの創出により経済社会の基盤を構築していく必要がある。その重要な役割を担う多様で特色ある教育プログラムを有し、全国に設置されている私立大学の生涯学習や社会人教育の取り組みに対する支援の拡充を要望する。

② グローバル化推進のための支援の拡充

私立大学はこれまでも世界に開かれた大学を目指し、教育研究のグローバル化に向けた取り組みを先導・推進してきた。若者がさらに広く世界に目を向け留学の気運を醸成し、世界に伍して競う大学の教育環境を整備するため、人類社会を牽引するような人材の育成、地理的条件を問わないオンラインによる海外大学との国際的な双方向の教育手法(アクティブラーニング)を通じた国際共同学習プログラムへの支援等のグローバル化を推進する教育環境の整備、海外、特に短期交流を含めた大学間交流の促進、日本人学生の海外留学支援、学生募集から就職支援までの外国人留学生等に対する私立大学の取り組みへの支援の拡充を要望する。また、優れた外国人留学生を受け入れる制度である国費外国人留学生制度のうち、大学推薦においては、各大学が学費を負担するものとされている一方、大学収入の一部となる私立大学等経常費補助金における「留学生に対する授業料減免」の補助要件である選考方法・選考基準に「経済的に修学が困難であること」が付加されており、私立大学における優れた国費留学生の受け入れを困難にしている実態があることから、私立大学等経常費補助金の補助要件からの経済的な条件の撤廃を要望する。

③ 教員の養成、資質向上のための支援の拡充

私立大学は、教職課程のあり方について、地方公共団体や学校等と連携・協働しながら「教職実践演習」をはじめとする理論と実践を架橋するカリキュラムを編成するなど、授業方法等の開発と工夫に努めている。しかし、この取り組みは、人的にも物理的にも大学の負担が多大であるため、国の支援が急務である。建学の理念に基づく私立大学の独自性・多様性は、社会の変化に対応する教員養成の観点から重要な意味を持つため、教員の資質向上と待遇改善に向けた環境整備と人件費における国の支援の拡充を要望する。

(3) 新たな教育方法に係る人材の確保や制度の整備に対する支援

フィールドワーク型授業、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験、さらにはボランティアやクラブ・サークル活動などの取り組みは、学生の学びへの動機づけを強めるとともに、キャリア教育の側面でも高い教育効果を生み、地方創生にも貢献している。こうした高い教育効果を有する新たな活動は授業時間外でも積極的に展開されていることから、新たな教育方法に係る知識を有し、大学や企業、地方公共団体等との調整を行う専門人材の確保や授業時間内外に学生の学修活動を支援するスタッフとしてのラーニング・アシスタント制度の整備に対する国の財政支援を要望する。

(4) 入学者選抜の拡大・充実やアドミッション・オフィスの整備・強化への支援

私立大学における多様な人材輩出に向け、多面的・総合的で丁寧な評価による入学者選抜の 拡大・充実や、入学者選抜を支える専門家集団から成り立つアドミッション・オフィスの整備・ 強化への支援を要望する。

(5) 障害のある学生の修学機会を保障するための取り組みへの支援

一億総活躍プランにも「社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者等の活躍支援」

が掲げられており、さらに、「未来投資戦略2017」や「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても、障害者のキャリア教育や修学・就労の支援の充実が求められている。私立大学においても、障害のある学生の修学機会を保障するため、学生それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな修学支援を実施することが不可欠であり、そのための国の支援の一層の充実を要望する。

要望4. 地方創生のための支援の拡充

<要望事項>

- (1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充
 - ① 地方の活性化に貢献する人材の育成のための支援の拡充
 - ② 地方の知の拠点形成のための環境整備への支援の拡充
 - ③ 大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり
- (2) 内閣府の地方創生推進交付金による積極的な支援

(1) 私立大学の地方活性化に向けた取り組みに対する支援の拡充

① 地方の活性化に貢献する人材の育成

私立大学の約6割は大都市圏以外に設置しており、地方に設置する私立大学は、地方に貢献する人材育成や地域社会のニーズに対応した教育プログラムの実施をはじめ、人材育成、生涯学習やイノベーション創出の拠点として、これまでも地方との連携を展開してきている。今後も私立大学が地方企業、地方公共団体や他の国公私立大学等との多主体間の連携基盤を強化する取り組みを通じて、観光資源の開発や産業技術等に貢献する人材の育成が必要であり、その中心的役割を担う私立大学に、社会や地域の貢献度(社会貢献係数)を考慮した支援をすることが不可欠である。

② 地方の知の拠点形成のための環境整備や地方企業

私立大学を地方社会変革の核として位置づけ、これまでに蓄積した知的資産を活用するための地(知)の拠点大学による地方創生推進事業については、私立大学を中心に据えたうえで継続的に支援するとともに、私立大学等経常費補助金の私立大学等改革総合支援事業において、平成29年度より新たなタイプとして新設されたプラットフォーム形成支援のさらなる充実が必要である。

③ 大都市大学と地方大学等との連携事業等を通じた人的好循環を生む仕組みづくり

大都市圏に設置する私立大学においても地方創生に係る役割は大きく、地方の人口減少の抑制に向けた卒業生の地元への就職支援をはじめ、地方に設置する教育・研究施設等を通じた地域産業振興への貢献、イノベーション技術革新の推進、地域医療等、地域固有の人材ニーズへの迅速な対応などに多大な貢献をしてきている。今後も学生が直接地方に触れ、地方について考える場の創出や魅力ある地方大学の振興、地方大学の学生の学習や就職活動に対する支援策、大都市圏で学んだ学生が地方に定着し、地方活性化のために活動する人的好循環を生む仕組みづくりが必要不可欠である。さらには現場での課題解決型学習の機会のさらなる拡充を目指した地方での安心な学び、大都市圏と地方の学生が交流するための宿泊機能

を伴う教育施設の整備等、学修環境の充実も必要である。

(2) 内閣府の地方創生推進交付金による積極的な支援

女性の活躍も含め、社会人の学び直しや遊休施設等を活用した交流の場の創設等、地域のニーズを踏まえ私立大学が地域の知の基盤として、所在する地域の地方公共団体等との連携による地方創生に資する多様な取り組みに対しては、私立大学等経常費補助金等とは別枠の内閣府予算による地方創生推進交付金における私立大学枠を確保したうえでの支援が必要である。

要望5. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に向けた支援

<要望事項>

- (1)世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援
- (2) 科学研究費助成事業(科研費)の拡充と早期の全種目完全基金化
- (3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置
- (4)人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充
- (5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充
- (6) 若手研究者育成のための支援
- (7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援
- (8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充

「第5期科学技術基本計画」や「科学技術イノベーション総合戦略2017」において、人材育成や大学の改革・機能強化を中心とした強化策が掲げられている。それらの取り組みを推進し、基盤的な力の強化を実現していくためには、私立大学の様々な分野における特色に溢れた多様な教育研究を源泉とすることが不可欠である。科学技術イノベーションの基盤的な力の強化に取り組むための支援の拡充を図るとともに、私立大学の地域貢献、国際化、教育研究の高度化を目的とした大学改革を加速する競争的資金の拡充・創設を要望する。

(1)世界をリードする質の高い大学院教育のための重点的支援

イノベーションの連鎖を生み出す環境を整備するためには、新たな学問分野や急速な技術革新に対応できる高度な専門知識と幅広い応用力を持つ人材の育成が重要である。イノベーション人材育成の中核的な役割を果たす大学院段階、特に社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人の養成に目的を特化した専門職大学院において、分野や事業規模の大小を問わず、最新の情報や高度な知識・技能を活用し世界で活躍する人材育成に向けた質の高い教育研究活動を行う私立大学への重点的な支援が必要である。また、産業界をはじめ広く社会で活躍できる新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、国内外の産業界や研究機関との組織的連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院」の形成を目指す私立大学への支援が必要である。

(2) 科学研究費助成事業(科研費)の拡充と早期の全種目完全基金化

将来のイノベーションを創出する基幹的な研究費である科学研究費助成事業は、既存の分野の枠を超えた異分野融合や新分野の研究の芽を育み、研究者の自由な発想に基づいた基礎から応用までのあらゆる分野を対象とする唯一の制度であり、そのさらなる拡充と新規採択率の目標(30%)の達成を目指すことが必要である。その際、科研費改革の重要な視点である「科研費若手支援プラン」の実行や「国際共同研究加速基金」の発展的見直し等を着実に進めることが必要である。また、科研費の基金化は、複数年度にわたり柔軟な使用を可能とした画期的な改革として、研究成果創出に多大な効果をもたらすものであることから、早期に全種目を完全基金化する必要がある。

(3) 国の競争的研究費等における間接経費の適切な措置

研究成果の持続的創出に向けて、分野融合、国際展開や産学連携等の推進のための持続的な研究環境を整備するため、国のすべての競争的研究費について、間接経費を適切に措置(最低30%)することが必要である。また、研究費以外の大学改革等を支援するための競争的経費についても間接経費を適切に措置するとともに、研究代表者の人件費の一部について、研究費の直接経費から支出可能とするなど競争的研究費改革を進める必要がある。

(4) 人文・社会科学分野の研究力強化のための支援の拡充

社会を牽引するイノベーションの創出のための研究力の向上はもとより、諸科学の調和ある発展(知の統合や分野を超えた総合性、社会的要請への積極的貢献など)を目指し、私立大学の個性や特色に溢れた人文・社会科学分野を中心とした課題設定型の研究プロジェクト等の諸施策に対する支援の拡充を図る必要がある。

(5) 特色ある共同研究拠点整備のための支援の拡充

私立大学の多様な建学の理念に基づき設置された研究ポテンシャルの高い研究所について、 学外の研究者による共同利用・共同研究を通じて、異分野融合による新たな学問領域の創出を 図ることが不可欠である。わが国の研究力をより一層向上させる観点から、私立大学の研究ポ テンシャルを最大限に活用することが可能となる特色ある共同研究拠点の整備に対する支援 について、国立大学の環境整備とともに、より一層の支援・拡充が必要である。

(6) 若手研究者育成のための支援

研究者のキャリアパス確立に向けた取り組み、博士課程の学生や若手研究者が海外で研究従事した後の帰国後のポストの確保など、若手研究者にとって将来展望が描けるような環境整備の促進が必要である。このため、研究者としてのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者が自立して研究に専念できる支援が不可欠なことから、「特別研究員事業」「海外特別研究員事業」、テニュア・トラック制や優秀な若手研究者が独立した環境で挑戦できる機会(卓越研究員制度)の普及・定着を図るなど、優れた若手人材の育成環境の整備を拡充する必要がある。さらに、産業界へのキャリアパスを拡大・促進するための制度(年俸制やクロスアポイ

ントメント制度) の導入により、新たな価値を生み出して課題解決できる研究者を産学が協働 して育成する取り組みへの支援が必要である。

(7) リサーチ・アドミニストレーター育成・確保のための支援

大学の研究現場において、研究活動の活性化や大学の研究マネジメントの強化のため研究者とともに競争的資金の申請、採択後の進行管理、知的財産の管理・活用等の研究マネジメントを総合的に行う専門人材が強く求められている。こうした専門人材を活用し、大学の研究推進体制の充実・強化を図るため、大学の規模や研究分野にも配慮しつつ、研究開発に知見のある人材をリサーチ・アドミニストレーターとして育成・確保するための支援の拡充を図る必要がある。

(8) イノベーション創出に資する研究活動に対する研究開発投資の拡充

先端技術、バイオ分野、観光・農業等の分野におけるイノベーションの創出に向け、国立大学に先んじて様々な研究活動を展開している私立大学に対する研究開発投資の拡充を図る必要がある。

要望 6. スポーツの振興、文化芸術立国の創造に資する大学資源の活用並びに人材育成に係る取り組みへの支援の充実

<要望事項>

- (1)スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実
- ① スポーツボランティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担 う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充
- ② わが国のトップアスリートの養成に係る取り組みへの支援の拡充
- ③ 大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充
- (2) 文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充
- ① 文化芸術立国を担う人材育成に係る取り組みへの支援の拡充
- ② 文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る取り組みへの支援の拡充

(1)スポーツの振興に資する取り組みへの支援の充実

大学におけるスポーツの振興は、大学のスポーツ施設の地域住民への開放や総合型地域スポーツクラブの運営を通じて、大学の枠内にとどまらず、広く国民の健康増進に資するとともに、地域社会への貢献へとつながる。基盤的経費への支援とは別に、スポーツ関係予算を拡充し、私立大学におけるスポーツ教育研究の充実や指導者の育成、大学スポーツ施設の活用を通じた地域貢献活動、地域活性化等に係る取り組み、海外協定校等とのスポーツ交流等の課外活動、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会支援のためのボランティア活動等、私立大学が地域社会におけるスポーツの拠点として担っている様々な取り組み(①スポーツボラン

ティア、障害者スポーツ支援、生涯スポーツの促進等、スポーツ振興を担う人材育成、②わが 国のトップアスリートの養成、③大学スポーツ施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等)の 支援を要望する。

(2)文化芸術立国を担う人材育成、文化芸術施設の活用を通じた社会・地域貢献活動等に係る 取り組みへの支援の拡充

わが国のグローバル化を推進していくためには、私立大学が構築してきた多様で重層的な知 的資産を活用し、わが国の歴史や伝統に基づいた文化を継承する人材の育成が重要である。私 立大学は、クールジャパンと呼ばれる現代の社会情勢を反映したサブカルチャーの発信源とし ても不可欠な機関である。日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持ち、日本文化を 世界に発信することを目指し、日本の芸術教育・文化発展に寄与する教養豊かな人材育成のた めの私立大学の取り組み等に対する支援の拡充を図る必要がある。

要望7. 安全・安心な教育研究環境の実現並びに熊本地震・東日本大震災からの被災地復興、被災学生のための支援の継続・拡充等

<要望事項>

- (1) 耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正
- (2) 私立大学に係る局地激甚指定の補助対象化等の実現及び激甚災害(本激)並びに局地激 甚災害(局激)による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金 制度の創設
- (3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充
- (4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

(1) 耐震改築、耐震改修、防災に係る支援における国私間格差の是正

国立大学の耐震化は平成27年度でおおむね完了したのに対し、私立大学施設の耐震化率は約88.8%(平成28年4月現在)にとどまっており、その完了には、平成29年度当初予算事業完了後を見込んでも、なお2,000億円程度の予算措置が必要となると推計されている。

学生の生命・健康・安全を確保する施策において、国立大学と私立大学との間に差を設けることがあってはならない。共にわが国の将来を担う重要な人材であり、私立大学の施設は公共財である。私立大学の教育研究施設の耐震改築・改修事業に対する助成措置の一層の拡充を要望する。

(2) 私立大学に係る局地激甚指定の補助対象化等の実現及び激甚災害(本激)並びに局地激 甚災害(局激)による被災学生に対する授業料等減免措置の継続・拡充及び給付型奨学金制 度の創設

災害復旧事業において激甚災害指定(本激)の場合、激甚災害に対処するための特別の財政 援助等に関する法律(第17条)により、私立学校施設についても復旧費の2分の1の国庫補助 を受けられるが、国立学校施設は全額が補助されることとなっており、国私間において格差がある。また、局地激甚災害指定(局激)の場合の私立学校施設への補助は同法の適用措置の対象外となっている。局激指定の際の補助対象化の実現とともに、本激、局激のいずれにおいても国立大学に対する措置を踏まえた嵩上げ措置など国の支援を強く要望する。また、平成28年4月に発生した熊本地方を中心とした度重なる地震による被災地域の復旧・復興が急がれるとともに、東日本大震災の発生から6年余りが経過した今なお復旧・復興は道半ばである。被災地の学生の修学環境は大きく損なわれており、特に被災した私立学校の学生等が安心して学修を継続できるよう、授業料等減免措置の継続・拡充を要望する。

(3) 私立大学の防災拠点機能の強化と安全・安心のための支援の拡充

熊本地震・東日本大震災では、被災地域の私立大学が震災直後の避難住民の受け入れを図るとともに、震災後は復興に向けたボランティアセンター等として、地域における重要な拠点の役割を担い、防災や復旧・復興を支えてきた。私立大学等の高等教育機関は、災害時には地域コミュニティの防災拠点としての役割も担うことから、教育研究施設以外の施設の耐震化をはじめ、備蓄倉庫や自家発電設備等の整備、非常食や毛布等配布用備蓄品の購入に対する支援等、防災拠点機能を強化するための取り組みに対する支援を図る必要がある。

これまで実施されてきている地域復興センターや地域コンソーシアムによる被災地域の大学の知的資源を活用した取り組み(コミュニティ再生、産業再生、復興の担い手育成、医療再生、ボランティア活動など)に対する支援について、産官学連携機能を一層強化できるような継続的な支援が必要である。

(4) 原子力災害による被災学校法人等に対する重点的支援

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県を中心に多くの住民が住み慣れた場所を離れ、今なお避難生活を続けている。そのような状況下において、地域復旧と再生を地元の地方公共団体とともに担い、活動を続ける周辺地域の私立大学に対し特段の支援措置を講じる必要がある。また、原子力災害の一刻も早い収束に向け、国公私立大学の枠組みを超えて、原子力分野の研究者の結集を図り、原子力災害の収束に向けた取り組みや安全性確保に関する研究(除染の研究を含む)、メンタルケアを行う人材の養成等に全力を注ぐべく適切な支援措置を講じる必要がある。

【重点要望項目】

1. 教育研究の高度化のための支援

大学の施設・設備は公共財としての性格を有するとともに、教育研究活動の発展の基盤であることから、たえず整備・充実とさらなる高度化が求められる。

(1) 私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化

私立大学が建学の精神と特色を活かした人材育成機能を発揮し、それぞれの大学での教育改革が一層進展するよう、定額補助の設備整備支援として措置された私立大学教育研究活性化設備整備事業の充実・強化を図る必要がある。

(2) 教育研究施設設備及び装置の高度化並びに整備充実のための支援

私立大学の多様で特色ある教育研究の推進に応え、努力している私立大学にインセンティブが働くよう、特に私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助及び私立大学等研究設備整備費等補助金(教育基盤設備)において、補助率の充実(2分の1から3分の2に改定)を図るとともに、教育研究拠点の裾野を広げる観点から、大学に配分される国の公募型資金と連動した採択方式とするなど、弾力的な執行を可能とする措置を講じる。

2. 女性の活躍推進のための支援

人口減少社会を迎えるわが国において、社会の活力と国際競争力を維持・強化するとともに、 私立大学の教育研究活動を活性化するためには、多様な視点や発想を取り入れることが可能で あり最大の潜在力である女性の活躍を推進することが重要である。

(1) 科学技術イノベーションを推進する女性の理工系人材育成のための支援の拡充

科学技術イノベーションを推進するため、理工系をはじめとする科学技術・学術分野に進学する女性への奨学金や授業料免除などによる経済的支援をはじめ、理工系に学ぶ女性を一貫して支援するための体制づくりのための支援が必要である。

(2)子育てと学業や研究の両立のための支援の拡充

女子学生や女性研究者が安心して能力を最大限発揮し活躍できる環境整備のためには、研究 と出産・子育て等のライフイベントを両立するための研究サポート体制整備等への取り組みに 対する支援の充実、育児休業取得に係る研究中断後の復帰支援のための研究奨励金等の給付拡 大を要望する。

3. 職業実践能力の向上に係る人材育成のための支援

これまで私立大学は、社会経済の変化に伴う質の高い専門知識と技術の習得を重視した専門職業人を育成し、わが国の経済成長や労働生産性の向上を支えてきた。

第5期科学技術基本計画を踏まえ、未来の大きな社会変革や生産性革命に対応し、超スマート社会 (Society5.0) を実現するため、新たな価値創出の「鍵」となる、革新的な人工知能、ビッグデータ整備・解析技術の開発、さらにはその基盤となる人材育成に係る取り組みへの支援のさらなる拡充が必要である。また、2020年にはIT人材が約37万人不足すると予想されており、特に不足が深刻化しているセキュリティ、データサイエンス分野の人材育成は喫緊の課題である。このため、大学教育における実践的な教育の推進に加え、社会人(現役のIT技術者等)の学び直しなどに対する重点的な支援を図ることが重要である。

また、学び直しに係る経済的負担の軽減を充実させるため、教育訓練給付の対象の拡大や柔軟化を図る必要がある。

なお、日本の未来を牽引する若者を大学と産業界が「共に育てる」という観点から、キャリア教育の一環として行われるインターンシップに関連しては、産官学において、学生の職業観の醸成や新たな学習意欲の喚起等といった本来の目的を損ないかねない、いわゆる「ワンデイ・インターンシップ」等短期間のプログラムの中に存在することが懸念される就業体験を伴わないプログラムの課題を含め、そのあり方を再確認し、支援する必要がある。

4. 地域医療、高度医療に係る人材育成のための支援

わが国の少子・高齢化問題は今後ますます深刻化し、介護問題やがん医療、地域医療の充実・ 高度化は社会ニーズとともに喫緊の課題である。質の高い医療人育成の推進を図るため、特色 あるプログラムへの支援を拡充する必要がある。

5. エネルギーの長期的な安定確保と低炭素社会の実現に向けた取り組みへの支援

わが国全体のエネルギーの長期的な安定確保と気候変動問題への対応は、わが国のみならず 世界にとっての喫緊の課題である。安定的なエネルギー供給と低炭素社会の実現を目指し、再 生可能エネルギー普及の大幅な拡大に向けた技術革新のための研究開発等の取り組みを促進 する必要がある。

このため、再生可能エネルギー技術に関する研究開発とともに、再生可能エネルギーをはじめ温室効果ガス排出抑制に効果のある省エネルギー設備の積極的な導入に対して、財政支援の拡大を図る必要がある。

【2】 平成30年度私立高等学校等関係政府予算に関する要望

全国2000余の私立中学高等学校は、それぞれが建学の理念に基づく特色ある教育や先駆的な教育の展開を通じて、わが国の公教育の発展に寄与しています。

人口減少社会を迎えているわが国が、今後とも持続的成長を維持するには、人材育成とそのための教育投資が不可欠であり、それに向けての様々な検討や取組みが各方面で進められています。 例えば、自民党教育再生実行本部がまとめた第8次提言には、喫緊の課題である少子化、教育における格差克服と機会均等、資質能力の向上のための人材育成が各学校種段階ごとにまとめられ、幼児教育から高等教育まで、全ての国民に等しく開かれた教育機会の提供の必要性が示されています。

現在、個人への公的支援策が矢継ぎ早に展開されていますが、教育の振興充実のためには、質の高い教育を安定的に提供することが必要であり、私立学校の立場から申し上げれば、そのためには、先ず教育内容の充実と経営基盤の安定に資する私学助成の拡充が重要であり、これと共に個人への補助や支援が両々相俟って、子供たちが家庭の経済事情に左右されず、能力と意志によってより良い学校教育を選択することが可能となります。

しかしながら、国の進める「新しい教育」に対応する教育環境の整備には、莫大な経費が必要となりますが、私立中学高等学校がそのための経費を捻出するには、授業料等の増額と公的支援の拡充しか方策はなく、授業料等の増額を抑制する社会の風潮の中では、公的支援の拡充を要望する他はありません。

つきましては、わが国の私立中学高等学校が、国の進める教育改革等の実施に伴って必要とされる教育環境の整備を着実に実施し、わが国の将来を担う子供たちの能力や個性に応じた質の高い教育を引続き実践できるよう、平成30年度政府予算概算要求に当たっては、以下の各事項について、格別のご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助の拡充強化

【平成 29 年度予算額: 1,036 億4,600 万円】

国は、私立高等学校等の健全な発展を支援するため、私立学校振興助成法第9条に基づき、都 道府県による私立高等学校等の経常費助成事業への補助を実施し、教育条件の維持向上、生徒等 の経済的負担の軽減及び学校運営の健全性の向上を図ってきました。

しかしながら、同法施行から40年余を経た今日でも、私立高等学校等の経常的経費に占める 私学助成の割合は2分の1助成にはほど遠く、未だ3割程度に止まっています。

私立中学高等学校が、この上さらに、国の進めるグローバル人材の育成などに向けた「新しい教育」の環境整備を始めとする諸経費増に対応するには、授業料等の増額しか方法はありませんが、一方で、公立中学校や事実上無償化されている公立高等学校との学納金の負担格差の下では、それも困難な状況にあります。

つきましては、私立中学高等学校の教育内容全般の改善のため、私学振興に対する包括的かつ

根幹的な支援である私立高等学校等経常費助成費等補助の大幅な拡充強化を強く要望いたします。

2. 私立高等学校等における I C T 環境の整備に対する補助の拡充強化

【平成 29 年度予算額:12 億 260 万円】

新学習指導要領に示されている通り、学校教育段階におけるICT教育の確立が国の指針となっており、特に、英語教育の抜本的改革を踏まえ、大学入試での英語の4技能評価や共通テストのCBT化、中学校のデジタル教科書の導入などに対応するため、生徒1人1台のノート型PCの整備と普通教室等の校内LAN整備が学校教育の必須条件となっています。

また、教育の質の向上を図るには、例えば、英語4技能教育に対応できる教員の増員や研修の 拡充はもとより、教務の効率化を図ることが必要であり、そのためには、教員1人1台の校務用 コンピュータの整備を含めたICT設備の拡充、教員のICT指導力の支援のための要員を配置 することも喫緊の課題となっています。

しかしながら、平成28年度の高等学校における情報機器の整備状況については、普通教室の校内LANの整備率は、公立の94.9%に対し、私立43.2%であり、教育用コンピュータの整備率についても、公立の5.0人に1台に対し、私立7.4人に1台という状況にあります。

これらに対応する私立高等学校等 I T教育設備に係る国庫補助は、近年では申請額が予算額を 上回り、結果として各校への補助金が圧縮、減額されており、今後、私立中学高等学校の整備を 促進するには、現状の予算総額では甚だ不十分であると言わざるを得ません。

つきましては、今後、ICT環境の整備が公教育学校の存立の共通基盤となることに鑑み、公 私の区別なく、所要の経費全額を国で負担する等の新たな仕組みの構築を含め、同補助の大幅な 拡充強化を強く要望いたします。

3. 私立高等学校等施設の耐震化に対する補助の拡充強化

【平成 29 年度予算額: 21 億 1,770 万円】

学校施設等の耐震化は、次代を担う子どもたちの生命を守り安全を確保するための最優先課題であり、耐震化実現に向けた支援は、設置者、学校種、行政所管の別に拘わらず、国の責務として早急に実施されるべきであります。

しかしながら、必要となる経費が全額公費で賄われる公立学校に対して、財政基盤の脆弱な私立学校においてはその実施も甚だ難しく、高等学校を例にとれば、平成28年度時点での耐震化率は、国公私立の全学校種の中で最低レベルの84%程度に止まっているなど、耐震化がほぼ完了した公立学校との格差は未だに大きなものがあります。

つきましては、都道府県の耐震化率の格差を是正し、一日も早く全国の私立中学高等学校施設 の耐震化を完了させるため、所要の補助金の大幅な増額とともに、補助率を国公立学校と同水準 とするなど補助内容等の拡充強化を強く要望いたします。

4. 高等学校等就学支援金制度の拡充強化

【平成 29 年度予算額:3,668 億4,900 万円】

現行の高等学校等就学支援金制度の下では、公立高等学校の大半は授業料無償となっているのに対し、私立高等学校の大半は残りの授業料等を負担しており、公私間の授業料負担格差が是正されずに継続しています。

これは、就学支援金の基本額が平成22年度の制度発足当時の公立高校授業料相当額の118,800円のままであり、低所得世帯への加算措置が実施されているものの、私立の授業料の実態にそぐわないことが主因となっています。

また、近年、都道府県による上乗せ支援の実施により、私立高等学校の授業料が実質的に無償となる年収水準や支援金額について、都道府県間での格差が拡大しています。

つきましては、各学校種段階での「教育の無償化」が議論される中にあって、高等学校教育の 無償化の進展を視野に入れながら、公私間や都道府県の私立高等学校間での負担格差を是正し、 保護者の経済的負担の軽減を図るため、国が全国の私立高等学校の授業料平均額(平成28年度 393,524円)を上限額として支援するよう、制度の拡充強化を強く要望いたします。

5. 私立中学校等の生徒等への就学支援金制度の拡充強化

【平成 29 年度予算額:11 億9,400 万円】

平成29年度から、私立中学校等に通う生徒等のうち、年収400万円未満世帯の授業料負担に対し、5年間の実証事業として、年額10万円の公的支援制度が開始されたものの、支援金としては余りに僅かに過ぎません。

つきましては、私立中学校等の生徒等への経済的な支援策については、国において実施する実 証事業の結果を踏まえ、今後、幅広く検討を行い、制度の恒久化を図るよう強く要望いたします。

また、各学校種段階での「教育の無償化」が検討される中にあって、私立中学校への支援についてもその進展を踏まえながら、例えば、私立中学校生徒への支援金については、全国の授業料平均額(平成28年度411,146円)を上限額とするなど支援金額の引き上げについても検討されるようお願いいたします。

なお、平成30年度予算については、平成29年度の申請の実態を勘案し、必要な予算額を確保されるようお願いいたします。

6. 日本私学教育研究所研究事業費等に対する補助の拡充強化

【平成 29 年度予算額:1,985 万円】

日本私学教育研究所は、私立学校教育の研究とともに、初任者研修をはじめ中堅教員(10年経験者等)研修や英語指導力向上研修など私立学校教員を対象とする多様な研修事業を実施し、国は、これらの事業等に要する経費の一部を補助していますが、全国の私立高等学校等の教員を対象とする研修等に係る経費に対する補助としては、その額は余りに少ないのが実態です。

つきましては、同補助の拡充強化とともに、私立高等学校等の教員が国の進める高大接続改革 や新学習指導要領に対応して、英語の4技能指導力をはじめアクティブ・ラーニングの視点に立 ったICT活用指導力や理数教育力を向上できるよう、同研究所の新たな研修事業への補助の創 設等を含め、同補助制度の拡充強化の検討をお願いいたします。

【3】 平成30年度私立小学校関係政府予算に関する要望

日本私立小学校連合会が誕生して、既に 76 年になります。第二次世界大戦開始直前に「国民学校令」が発令され、全ての私立小学校が一瞬にして廃校となる非常事態になりました。個々の私立小学校では決して解決できない絶体絶命の土壇場で、この事態を乗り越えるために、わずかな数の私立小学校が結束団結して我々の日本私立小学校連合会を発足させました。

私立小学校は、それぞれの創立者が自身の理想達成のための一手段として設立してきたので、 それまでは相互に力を合わせる必然性がありませんでした。しかし、時代の流れの中で、力を合 わせて対応することが必要になったのです。

今は、会の創立当初とは時代は大きく変わりました。そして、教育界においては、当時とは 異なる難題がたくさん生まれてきています。いつ何が起きるかわからない世界情勢や、大きな 自然災害への対応方法、多様性のある教育実践への取り組み、心のホームレスとでも言えるよ うな家庭生活をしている児童や、アレルギーをもつ児童の増加、今後の道徳教育の取り扱い方 など、かつてはなかったような問題が山積しています。

私立小学校数は、全国の小学校数に対して1.1%にしかなりません。もちろん、日本私立小学校連合会も非常に小さな組織です。しかし、小さいからこそできる大きな仕事はたくさんあります。それぞれの学校が異なる創立の精神をもって特色ある実践方法を行っていることからこそ、現代的でかつ複雑な問題を抱えた教育界において、全国の私立小学校が力を合わせることで、多様性のある教育の実践や、問題解決の糸口を探し出すことができるのです。

日本私立小学校連合会に加盟する189校は、学校同士のつながりだけではなく、それぞれの私立小学校に勤務する教職員が、私学人としての自覚をもち、お互いに協力結束して研究や研修に取り組んでいます。そして、すべての教職員は、将来子供たちがそれぞれの場所で活躍する時代にまで視線を向けて、新たな日本の小学校教育の構築をめざしています。これからも、小さくても日本の教育にとって大きな意味をもつ、日本私立小学校連合会であり続けます。

現在、わが国では「日本の将来を担う子供たちの教育の再生は、国の最重要課題」とし、 法令改正や新たな施策が次々と実施に移されていますが、私立学校が国の主導する施策に自力で 対応するには自ずと限界があります。公教育を担う機関として必要とされる教育環境の整備と教 育活動が充分に成し得ますように以下の事項について、格別なご高配をお願い申し上げます。

〔要望事項〕

1. 私立小学校の経常経費助成等に対する補助の拡充強化

都道府県が実施する私立高等学校等への経常費助成事業の財源の核となる、国庫補助金の拡充強化を強く要望いたします。現在、生徒等の一人あたりの経常経費助成費の補助金額は都道

府県によって異なりますが、概ね、私立小学校への補助金は、公立小学校への補助金に対して 三分の一にとどまっています。できるだけ早いうちに、補助金の公私間の格差をできる限り是 正してくださるように切に願っています。助成水準の低下や、現状維持は、運営費等の上昇に 伴い、すでに授業料等の納付金額の上昇を検討せざるを得ない学校もあります。児童の保護者 は若年齢層も多く、納付金額の上昇は私立小学校への進学の道を諦めざるを得ないことにもつ ながるため、是非とも国庫補助の拡充をお願いします。

2. 施設設備の耐震化事業、安全対策費等に対する補助の拡充強化

今までの補助によって、多くの学校での施設設備における耐震化事業ができました。しかし、一部の学校においては経済的な理由により、十分な耐震化が行えていないことも実情です。同時に安全対策費に関しては、東日本大震災から6年が経ち、当初購入した備品などの買い替えの時期になっているため、今後も補助の拡充を強化していただき、常に児童の安全がはかられるようにしていただきたいと願っています。また、学校施設の高機能化、環境に配慮した施設づくりのための改修・改築、情報関連機器やICT教育設備の充実は、新学習指導要領に則った授業実践に必要なものであります。私立小学校に対しまして、国公立小学校と同等の機器備品の設置や環境整備に向けての補助をお願いします。

3. 私立小・中学校の児童・生徒への公的支援制度の定着と拡充

本年度から実施された、私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減の公的支援制度の実現は、小学校における保護者の中でも大変大きな反響があり、予想以上の申請者がありました。小学校児童の保護者は若年齢層であるため、収入額の少ない者も多くいます。しかし、子供の将来を見据えて、求める教育を我が子に与えたいと願い、私立小学校に入学を希望する保護者の割合は増加傾向にあります。この願いを叶える支えとして、公的支援制度が確実に定着し、さらに支援の幅を広げていただけることを切望します。公的支援制度の充実は、教育の選択の自由に対しての力強い基盤となります。

4. 教員の資質能力向上等のための補助金の拡充強化

私立小学校に勤務する教員にとっても、資質能力の向上は学校の命運を左右する項目です。 教員の研修や研究に対しての補助金の拡充を願っています。各学校への補助金もさることなが ら、教員の研修や研究を支援している法人や団体への補助の拡充をお願いします。

【4】 平成30年度私立幼稚園関係予算の編成に関する要望

経済財政運営と改革の基本方針 2017 においては、幼稚園及び認定こども園等の職員の処遇改善や、幼児教育の段階的無償化を進めること、さらには早期無償化や待機児童の解消に向け安定的な財源確保につき年内に結論を得ることが明記されました。幼児教育の重要性を十分に踏まえた振興策の充実は、その重要性を信じて取り組んできた我々私立幼稚園の永遠の願いであり、速やかな具体化がのぞまれます。

国家戦略としての幼児教育の重要性に鑑みれば、幼児教育の無償化が近い将来実現されることを強く望んでおりますが、あわせて、幼児教育に対する公的支援において、保護者負担の軽減と公私・幼保間の公費負担格差の是正が図られるよう特段のご配慮をお願い申しあげます。

平成30年度の私立幼稚園関係予算の具体的要望は、次のとおりです。

I 私立高等学校等経常費助成費補助制度(幼稚園分)の拡充等

教育は、一人ひとりの人間が生涯において自己実現を図る際の原動力を構築する役割を担う と共に、一人ひとりの人間力を高め、優れた社会の担い手を育む役割も果たしています。

天然資源に乏しいわが国が今後も持続的に発展していくためには、教育とりわけ生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の更なる充実が必要不可欠です。「人づくりは、国づくり」「人づくりは、地域社会づくり」。幼児教育の基盤整備・強化及び質の向上は、国や地域社会の永続的発展の重要要素のひとつです。

私立幼稚園がこの重要な使命を果たすためには、幼稚園教諭をはじめとする教職員の資質の向上をはかる必要があります。知識、技能そして愛情あふれる豊かな人間性は、経験を深め研修を積み重ねることから始まります。その為にも教職員が長期に勤務が続けられるための処遇の改善が必須です。子どもたちの健やかな育ちは、園の教職員が家庭としっかりスクラムを組んでこそ可能と考えます。このためには、幼児教育の基盤強化のための経常費補助の一層の拡充と、特に、教員の処遇改善が必要であり、こうした取組を進める都道府県に対する支援の充実が不可欠であります。

また、ノーマライゼーション、インクルージョンの観点から、私立幼稚園教育においても特別支援教育の一層の充実方が要請されています。

つきましては、次の点につき要望いたします。

- (1) 私立高等学校等経常費助成費補助制度(一般補助)(幼稚園分)の充実
- (2) 同補助制度に関し、平成 29 年度予算において措置された幼稚園教員の人材確保支援の拡 充強化
- (3) 私立高等学校等経常費助成費補助制度(幼稚園特別支援教育経費)に係る交付要件の緩和 や専門家による巡回指導、あるいは特別支援教育支援員の配置等

Ⅱ.私立幼稚園施設整備費補助制度の充実

多くの子どもや保護者、地域の人々が集う幼稚園の園舎や施設は安全・安心なものであるべきことは論を俟ちません。しかしながら、私立幼稚園は小規模施設が多く財政基盤も脆弱であ

ることから、大規模地震対策等の安全対策に困難を感じている園が少なくありません。私立幼稚園の園舎耐震化の状況は、公立幼稚園や他の私立学校の学校種と比較して遅れをとっている状況です。

命を守る観点から、耐震補強、耐震改築など耐震化に係る必要な予算の確保、充実等を強く 要望いたします。

また、安全・安心で環境に優しい再生可能エネルギーの基盤整備の観点から、園舎への太陽 光発電システム等の導入・推進に対する支援を要望いたします。

Ⅲ. 幼稚園就園奨励費補助制度の拡充

幼稚園児の保護者は若年層世代であり、教育費の負担軽減制度は重要な子育ての支援策であり、少子化対策の役割も担っています。平成30年度予算においては、早期無償化に向け更なる充実をしていただくよう要望いたします。

Ⅳ. 子ども子育て支援新制度の充実

平成27年度にスタートした子ども子育て支援新制度については、この制度の下で質の高い幼児教育・保育を安定的に運営していくためには、多くの課題を抱えており、特に次の点について充実・改善をしていただくよう要望いたします。

- (1)公定価格について、1号子どもにかかる基本分単価及び処遇改善加算等各種加算措置の充実
- (2) 認定こども園施設整備交付金及び教育支援体制整備事業費交付金の充実
- (3)3歳未満児保育、一時預かり事業、長時間預かり保育等における人材確保対策の充実

V. 質の高い人材の確保

保育の受け皿の整備が進められる中、幼稚園や認定こども園においては、人材の確保に苦慮している状況にあります。質の高い教育・保育を実現するためには、質の高い人材の確保が不可欠であります。つきましては、幼稚園・認定こども園の幼稚園教員・保育士等について、質の高い人材確保に向け、処遇改善はもちろん、総合的な人材確保対策を講じていただきますよう要望いたします。

VI. 子育ての支援充実

(1)預かり保育や認定こども園等における子育ての支援の推進

価値観の多様化、生活様式の多様化、働き方の多様化に対応して、乳幼児を育てる世帯への子育ての支援や社会保障機能のあり方も多様性が求められています。幼稚園における預かり保育や認定こども園制度もこの要請に応えるものであります。これらの制度を推進するため支援施策の充実方を要望いたします。

(2) 幼稚園における2歳児の受入れ支援

0歳から5歳にかけての乳幼児の切れ目ない育ちの中で、家庭での1:1の子育てから幼稚園等での集団保育へスムーズにつなげていくこと(幼稚園接続保育)は極めて重要であり、

2歳児教室などを実施している私立幼稚園もありますが、保護者のニーズが高いにもかかわらず、公的な支援がほとんどなく、運営に苦慮している実態にあります。つきましては、2歳から3歳へのスムーズな子育ての観点から、また、待機児童の解消に貢献する観点から、幼稚園における2歳児の受入れに対し公的な支援をお願いいたします。

(3) ワークライフバランスの推進

「多様性」や「選択の自由」は、大人の都合のために確保されるものではなく、あくまでも子どもの最善の利益、子どもの基本的人権(幸福追求権、学習権、教育を受ける権利)を保障するために確保されるべきものです。

まさに「こどもがまんなか」の観点からすれば、子育ての支援を保育所や幼稚園等の施設 に過度に依存する「施設万能主義」から脱却し、ワークライフバランスの推進による「家族 で過ごす時間」、「地域で過ごす時間」の確保を図る施策の充実方を要望いたします。

Ⅲ. 被災した子どもや家族の心のケアの担い手育成に対する支援

被災した子どもや家族は心のケアを必要としていますが、寄り添うべきカウンセラーが不足しています。幼児教育、私学教育の現場を担う教員(OBを含む)の研修機会の確保や心のケアの担い手育成のあり方の研究に関する取り組みについてご支援いただきますよう要望いたします。

Ⅲ. 学校法人立以外の幼稚園に対する特別補助制度の創設をめざして

学校法人立以外の私立幼稚園に対しても、子育ての支援を推進するための預かり保育や地域の子育でセンター的な役割に関する経費について、学校法人立幼稚園の制度に準じた補助を要望いたします。特別支援教育や耐震補強等の安全・安心の確保に関する補助制度につきましても、同様のご配慮を要望いたします。

【5】 日本私立学校振興・共済事業団の充実に関する要望

(要望の趣旨)

わが国の学校教育において、「私立学校」で学ぶ学生生徒等は極めて多く、個性豊かで多様性のある教育を通じて未来を担う人材を育成するなど、その果たすべき役割は重要です。さらなる少子化により現下の私学の経営・教育環境が厳しくなる中、私学振興のために私学事業団が行う各事業の一層の充実のため、所要の予算措置等の拡充を要望いたします。

(要望の内容)

1. 私立学校施設の耐震化は、国公立学校に比べ依然として大きく遅れており、また、昨年発生した平成28年熊本地震において、未耐震化施設に甚大な被害が生じたことから、安全・安心な施設の整備のため、耐震化を早期に完了させる必要があります。このため、耐震化をさらに促進するとともに、私立学校に対する従前の貸付事業及び私立学校教職員の研修事業への助成など私学事業団の事業目標達成のため、所要の財政融資資金の確保に加え、私立学校施設の耐震化事業に対する利子助成制度(最大20年間)の継続・拡充が図られますよう要望いたします。

また、老朽化が進む私立大学附属病院の建替え事業を促進するため、同事業を対象とする利 子助成制度(最大10年間)についても継続・拡充が図られますよう要望いたします。

- 2. 東日本大震災及び平成28年熊本地震により被災した私立学校の復旧に向け、災害復旧支援 融資が実施されておりますが、両震災が大規模災害であったことから、その復旧には長い年月 を要することが懸念されます。このため、被害を受けた建物等の原形復旧事業を対象とする災 害復旧支援融資制度についての継続が図られますよう要望いたします。
- 3. 私立学校を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、私学事業団が実施する経営支援・情報 提供事業は極めて重要です。特に、「経営相談」の充実や、「大学ポートレート」においては、 公表方法・内容の拡充、教育情報の分析結果の提供が求められるところであり、また、改正後 の学校法人会計基準への様々な対応も必要となることから、同事業へのより一層の支援を要望 いたします。
- 4. 私学事業団の公的社会保険制度における役割の特質に配慮し、年金給付事業補助及び事務費補助並びに特定健康診査等補助に対する必要な予算額の確保、さらには都道府県補助金における地方交付税の措置が講ぜられますよう要望いたします。

【6】 一般財団法人 私学研修福祉会研修事業の充実に関する要望

(要望の趣旨・内容)

一般財団法人 私学研修福祉会は、私立学校教職員の資質向上を図るため、研修事業を実施しております。この研修事業は、主に日本私立学校振興・共済事業団(以下、「私学事業団」という。)の私立学校の施設整備等への融資事業による貸付利息等から生じた「前年度利益金」を原資とした「助成金」によりまかなわれております。

しかし、近年における少子化等の影響により、私立学校を取り巻く環境は厳しさを増しており、 定員割れ等による経営困難校も増加しております。これによる私学事業団の貸付債権回収への影響、さらには東日本大震災や熊本地震の復旧支援融資及び私立学校施設の耐震化に対する長期低 利融資の影響などによる収支の悪化が現実味を帯びているなか、私学事業団の利益金確保が不安 定となることが危惧されます。

つきましては、教育の質の向上が問われている中で、私立学校教職員の資質向上は、私学の振興はもとより、これからの日本を担う人材育成に繋がる大きな役割を果たしていることを十分にご理解いただき、これを目的とする研修事業の充実・継続のための安定的な財政基盤の強化・支援(財源確保)方策が講ぜられるよう強く要望いたします。